

【新設】(導管会社等に対する持分を有することにより受け取ることができる見込まれる収益の額)

18-1-80の3 規則第38条の29第11項第1号(被配分当期対象租税額等)の「令第155条の35第7項に規定する導管会社等(……)に対する持分を有することにより受け取ることができる見込まれる収益の額(適格給付付き税額控除額以外の税額控除の額を除く。)」には、当該持分を取得した時に見込まれる規則第38条の29第13項各号に掲げる金額(同項第1号に掲げる金額のうち、令第155条の18第2項第12号(個別計算所得等の金額の計算)に規定する適格給付付き税額控除額以外の税額控除の額を除く。)が含まれることに留意する。

【解説】

- 1 令和6年度の税制改正により、構成会社等の各対象会計年度に係る構成会社等個別計算所得等の金額の計算において、構成会社等有する所有持分に係る除外資本損益に係る加算調整額又は減算調整額の取扱いにつき、特定多国籍企業グループ等の選択により一定の金額を加算調整額又は減算調整額から除くこととする特例規定(以下「資本損益合算選択」という。)が設けられた(令155の24の2①～⑤)。また、共同支配会社等に係る資本損益合算選択については、構成会社等に係る資本損益合算選択の規定が準用されているため(令155の24の2⑥)、共同支配会社等についても同様に扱うこととなる。
- 2 構成会社等又は共同支配会社等が、各対象会計年度において資本損益合算選択の適用を受ける場合において、導管会社等(その構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する会社等又はその共同支配会社等に係る他の共同支配会社等を除く。)に対する持分のうちその持分を有することにより受け取ることができる見込まれる収益の額(適格給付付き税額控除額以外の税額控除の額を除く。)がその持分の取得に要した額を下回ることその他の財務省令で定める要件を満たすもの(以下「適格持分」という。)を有するときは、その構成会社等又は共同支配会社等のその対象会計年度に係る調整後対象租税額の計算については、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによることとされた(令155の35⑦)。
 - (1) その適格持分を有することにより受け取る投資収益の額がその取得に要した額以下である場合 その適格持分を有することにより受け取る税額控除の額及びこれに類するものをその調整後対象租税額に加算する。
 - (2) (1)の投資収益の額がその取得に要した額を超える場合(その対象会計年度以前の各対象会計年度において(1)により加算された金額がある場合に限る。) その超える部分の一定の金額(その加算された金額(過去対象会計年度において(2)により減算された金額がある場合には、その減算された金額を除く。)に相当する金額を限度とする。)をその調整後対象租税額から減算する。

3 ここで、適格持分について、上記2の「財務省令で定める要件」の一つとして、上記2の導管会社等に対する持分を取得した時において、その持分を有することにより受けることができると見込まれる収益の額（適格給付付き税額控除額以外の税額控除の額を除く。）がその持分の取得に要した額を下回ることが規定されており（規38の29⑪一⑫）、この適格持分の判定における収益の額の範囲が問題となる。

4 この点、上記2(1)及び(2)の「投資収益の額」は、その適格持分を有することにより受ける収益の額のうち次に掲げる金額の合計額とすることとされている（規38の29⑬）。

(1) 適格持分を有することにより受けることができる税額控除の額

(2) 国又は地域の租税に関する法令において構成会社等又は共同支配会社等の所得の金額の計算上損金の額に算入される適格持分に係る導管会社等の損失の額にその構成会社等又は共同支配会社等に適用される税率を乗じて計算した金額

(3) 適格持分に係る利益の配当の額及びこれに類するもの

(4) 適格持分の譲渡により受ける対価の額

本制度は、投資先であるパートナーシップに生じた税額控除の額について、投資者が自らの税額を減少させるために税額控除を適用できる税制を有する国又は地域において、税額控除の額を含めた投資に対する全てのリターンが出資額を上回る場合の一定の出資に関し、税額控除の額等を実効税率の分子の減少としないこととする特例であり、「投資収益の額」には、適格持分を有することにより受けることができる税額控除の額や適格持分に係る導管会社等の損失の額にその構成会社等に適用される税率を乗じて計算した金額といったものが含まれている。

5 適格持分の判定における収益の額は、法令上、「投資収益の額」に限られておらず、また、上記4の趣旨を踏まえると、「投資収益の額」と同様に、その収益の額には上記4(1)から(4)までに掲げる金額が含まれると解することが相当である。本通達では、このことを留意的に明らかにしている。

6 なお、「投資収益の額」として、上記4(3)の「適格持分に係る利益の配当の額及びこれに類するもの」があるが、これには、例えば、資本の払戻しによる分配額が含まれる。したがって、適格持分の判定における収益の額にも、資本の払戻しによる分配額が含まれることとなる。